



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和元年独占禁止法改正による 新制度について (概要編)

公正取引委員会

課徴金制度のこれまでの改正

(1977)

昭和52年改正 (課徴金制度導入)

(S52.6公布・S52.12施行)

対象行為

不当な取引制限
・対価に係るもの
・対価に影響があるもの

対象

業種別算定率

	算定率
製造業	2%
卸売業	0.5%
小売業	1%
上記以外	1.5%

(注)算定率は、法人企業統計の経常利益率を基に設定。

算定率

加減算

その他

裾切り額: 20万円未満

除斥期間: 3年

(1991)

平成3年改正

(H3.4公布・H3.7施行)

算定率の引上げ

中小企業軽減算定率の導入

	原則	中小企業
製造業等	6%	3%
卸売業	1%	1%
小売業	2%	1%

(注)算定率は、法人企業統計の営業利益率を基に設定。

裾切り額の引上げ: 50万円未満

課徴金対象期間の限定: 3年以内

(2005)

平成17年改正

(H17.4公布・H18.1施行)

対象行為の拡大

+ 支配型私的独占
購入カルテル

算定率の引上げ

	原則	中小企業 (注2)
製造業等	10%	4%
卸売業	2%	1%
小売業	3%	1.2%

(注1)算定率は、過去の違反事件による不当利得の推計値を基に設定。

(注2)支配型私的独占には適用されない。

繰返し違反行為: 5割増し

早期離脱: 2割減

課徴金減免制度の導入

・最大3社まで課徴金を減免

裾切り額の引上げ: 100万円未満

(2009)

平成21年改正

(H21.6公布・H22.1施行)

対象行為の拡大

+ 排除型私的独占
共同の取引拒絶
不当廉売・差別対価
再販売価格の拘束
優越的地位の濫用

		製造業等	卸売業	小売業
不当な取引制限(注)		10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)
私的独占	支配型	10%	2%	3%
	排除型	6%	1%	2%
不公正な取引方法	不当廉売等の4類型	3%	1%	2%
	優越的地位の濫用	1%		

(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。

主導的事業者: 5割増し

課徴金減免制度の拡充

・適用事業者数の拡大→最大5社
・同一企業グループによる共同申請

除斥期間の延長: 5年

令和元年改正に至る経緯

課題

- 従来の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、
- 事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
 - 違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの方針

- 公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入し、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、独占禁止法を改正する。

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
 - 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上
- ➡ **公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進**

令和元年6月19日 **改正独占禁止法成立**（令和元年法律第45号・令和元年6月26日公布）
令和元年7月26日，令和2年1月1日，同年12月25日の三段階で施行

併せて、新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組として、判別手続を整備

令和元年改正の主な改正内容等①

主な改正内容

□調査協力減算制度の導入等

- ✓ 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- ✓ 申請者数の上限を撤廃(全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会あり)
- ✓ 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

□課徴金の算定方法の見直し

- ✓ 算定期間を延長、一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎の推計規定を整備
- ✓ 密接関連業務の対価や談合金等を算定基礎に追加
- ✓ 軽減算定率・割増算定率の見直し

□その他の改正

- ✓ 排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間の延長
- ✓ 課徴金の延滞金利率の引下げ、検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ、
犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等

新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

□ 判別手続

- ✓ 一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を審査官がその内容に接することなく還付する手続(判別手続)を整備

□ 供述聴取後のメモ作成

- ✓ 課徴金減免申請者の従業員等は, 供述聴取終了後その場でメモを作成することができる